農業委員会
特集号

西郷村だより

発行日　昭和42年10月30日

発行所
西郷村役場
電話（磐城熊倉）
1番・2番・7番
編集発行人
企画課長　坂井周平
印刷所
ワタベ印刷所

農業者年金制度に盛り上る力を結集しよう

◇農業者の老後の生活安定のために
◇農業経営の若返りのために
◇転職・離農者の擁護のために

みんなの力で……

『農業者のための年金』をつくりましょう

農業委員会と全国、県農業会議では、農家の皆さんの老後の生活保障などをはかるため、サラリーマンと同じように恩給がもらえる農民年金（農業者年金制度）を新設しようと全国的な大運動を行なうことになりました。

どうして農業者年金制度は必要なのでしょうか

役場の職員や農協の職員は曲りなりにも退職金や、恩給と同じ年金が貰える。＝だが国民の大事な食糧の供給に日夜いそしんでいる農業団体の主人公である農業者はどうか……。

天候、災害を気にしながら過重な生産労働にはげんだあげくのはては、年老いて「神経痛」や農民特有の「農夫症」だけがあとに残るというのでは何としても片手落ちといわなければなりません。

こうした事が農業はバカバカしいとしてあとつぎが他に夢と希望を求めて逃げ出したり。農家への嫁不足となって現れるわけです。

自分の娘は将来の生活が保障されているサラリーマンの嫁さんにやり、自分のところにはよその大事な娘さんをあとつぎ息子の嫁に貰おうというのでは矛盾もはなはだしい訳です。

さて現在国は農業者八〇〇万人を含めて二〇〇〇万人加入で国民年金制度を実施しており、二十五年保険料をおさめて六十五才から月僅かに五〇〇〇円支給されるだけです。

これでは農業者の老後の生活不安をなくすことはできませんので、国民年金とは別に農業者のための「老令年金制度」をつくる必要があります。

また、農家の後つぎをしっかり手元に確保するために、年よりは農業経営の主導権をなるべく早い機会に若い息子にゆずり、大いに意欲を持たせることが大切ですが、そうするのには老後に不安と苦痛が残らないよう「経営移譲年金」をつくる必要があります。

さらに少しばかりの農地では採算がとれず、これを手放して、他に転出したくとも、転出後の生活不安を考えると、なかなか農地を手放せない農家が多くあります。

そこでこの不安をなくすため「転職、引退年金」をつくる必要があるわけです。

このような年金制度がつくられると〝農業者にも生活の安定、経営規模の拡大、所得の向上〟が大いに期待されることは確実です。

署名運動により農家の力を結集しよう

しかしいくら良い制度でも国は金のかかることは、なかなか実行しようとはしません。

そこで農家の皆さんの力を結集して、農民共通の利益を求めるべく、そのもり上った意志を、政府や国会に、反映させるため、署名運動を実施することにしたわけです。

近く農家の利益代表である農業委員会より、お宅に署名簿を持ってお伺いしますので、是非ともご協力下さるようお願いします。

『農業者年金制度の内容はどうでしょうか』

「農業者のための年金」をつくろうという動きは最近いちぢるしく高まっておりますが、これはきのう今日の問題ではありません。

十年程前から東北各県の一致した意見として取上げられておりましたが、現行国民年金とのかね合いもあり陽の目を見なかったわけでした。

しかしたまたま、さきの衆議院総選挙で、佐藤首相をはじめ、与党の候補者が農業者の現在置かれている立場より見て、〝農業者にも恩給を〟と公約したことが、盛り上りのきっかけとなったわけです。

農林省では、早速、昭和四十二年度予算に、農業者年金制度の調査費を計上して、すでに本格的な検討をはじめました。

そこで、農業者の年金という場合、その中味は大きくわけて三つに考えられます。

一は、農業者の老後の生活保障のためのもので、一定年令（六〇才）に達した農業者に毎月一定額（一〇〇〇円以上）の年金がうけられるようにしようというものです。

これが社会保障年金です。

二は、農業経営の若返りと質の高い農業者を農村に確保することを、ねらいとした経営移譲のための年金です。

これは他産業なみの所得水準を挙げるには、どうしても農業経営の近代化をおし進めるために、優秀な意欲にみちた後継者に早めに経営を譲るようにしたい。

それには、経営を譲って隠居する経営主に、老令年金よりも、一層手厚い年金が受けられるようにすべきであるというものです。

三は、さらに転職、離農していく人たちの第二の人生を出来るだけ援助してあげようというものです。

これは農地の流動化を促進し、経営規模を拡大することをねらったものです。

この二と三の二つは、農業の近代化を円滑に進めていくための、政策年金ということがいえましょう。

ではわれわれは具体的にどうすべきか

さて前にも申し上げました如く、農林省では、調査研究費として八〇〇万円程の予算を計上しており、結果的には、何らかの形で農民年金制度が出来るとはいうものの、はたして農業者の希望している年金と一致するかどうかが疑問ですので、この際農業者の意志を一層盛り上げ、老令年金で最低六〇才になって一人一〇〇〇〇円（月）とする。ただし、その後物価の上昇に応じて、上積改訂（スライド方式）する方法を要求するものです。

次に掛金をどうするかということになりますが、

(1)、老令者年金は社会保障制度であり『ゆりかごから墓場まで』という言葉で表現されているように、人の長い一生を通じて、種々な不幸や、疾病、災害を乗越え、そして老後という彼岸に到達し、働けなくなった時に備えて、個人、個人の能力、資力の限界を超越して、社会的に、お互に助け合い、励まし合いながら、老後を楽しいものにしようというもので、一人月三〇〇円程度積み立てとなる、いわゆる拠出制です。

(2)、経営移譲年金と、離農年金は、当然政策年金でありますので、積み立てはなく全額国庫負担の無拠出制となります。

しからば加入者のわくはどうか

原則として、一九六五年（昭和四〇年）の調査による一種農家とし、五反歩以

（二面へつづく）

（一面よりつづく）

上（但し、タバコ、果樹農家は一反歩）を目標とします。

当時の調査では西郷村の該当農家戸数は一一七九戸となつております。

さあ、みなさん

請願運動に立ち上がろう

農業者のための年金制度を確立するためには、農業者の強い団結と、たくましい行動力が絶対必要です。

全国の農業者の結集した政治力を国会に反映するため衆、参両院に請願を行ないましよう。

家中で、近所そろつて、部落ぐるみで署名を集めましよう。

あなたの署名が、あなたの意志を国会に伝えることになるのです。

さあ！　みんなそろつて、署名にご協力を。

◇おわかりにくいことがありましたら農業委員会におたずね下さい◇

贈与税が軽減免除

農地の細分化防止に

農地等を一括贈与した場合は税金（贈与税、不動産取得税）の軽減、免除の措置がなされます。

この制度は、農業の振興と農地の細分化防止に税制面から協力することを目的としたもので、農業後継者のためにも是非この制度を利用することをおすすめします。

この制度は、来年十二月末日までに贈与の手続きを完了した者を対象とするもので、さらに左に掲げた条件にあつた者が該当するものです。

1、贈与者の資格

贈与をした日までに引きつづき三年以上の農業を営んでいた個人。

2、贈与する農用地等

その農業の用に供している農地法第二条第一項に規定する農地の全部及び採草放牧地の場合は三分の二を一括贈与する場合に限られる。

3、受贈者としての要件

贈与者の推定相続人の一人で、次の要件のすべてに該当する個人である。

イ、贈与により、農地等を取得した日における年令が二十才以上である。

ロ、右記該当の日まで引きつづき三年以上農業に従事していた。

ハ、右記該当の日後、速やかに該当農地等に係る農業経営を行なうこと。

4、特例の適用を受けるための諸手続き

贈与により、贈与税の納期限の延長の手続きは税務署へ申告し、三年毎に再延長の申告をする。

さらに、贈与者が死亡した場合は、そのときに相続税により取得したものとみなされる。（死亡の日における価格でもつて相続税が計算され、差額があれば追加または払い戻しされることになる。）

受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合は、その贈与税を免除する。

5、登録税の軽減等について

来年中に農地等の一括贈与を受け、贈与税の納期限の延長を受けたものについての登記の登録税率を千分の六（一般贈与の場合は千分の二十五）とする。

ただし、右の適用を受けた場合は、そのときに相続年に登記したものにのみ適用されるものです。

又、県税の不動産取得税の減免についても、右の諸手続きを完了した者の中、不動産取得税の納期限の延長の申告をした者で、贈与者又は受贈者が死亡したときは、その不動産取得税の納税義務を免除する特例措置が講ぜられました。

なお、これらについての御相談は、農業委員会におねがいします。

又、今後農地行政を円滑にさせるため、十二月に四方部に分け、農地相談会を開く予定ですので多数御利用されるよう希望します。

統制小作料

12年ぶり引き上げ

田が4倍　畑2.5倍に

農林省は九月一日から、現行の統制小作料を引き上げることを八月二十四日に発表しました。

この改訂は昭和三十年以来十二年ぶりのもので、新しい統制小作料は現行よりたんぼで四倍、畑で二・五倍に引き上げられることになりました。

これを実際の農地でみると、平均的な農地といわれる六等級の場合、たんぼは十アール当り現行千百十九円が四千四百七十六円に、畑は六百七十二円が、千六百八十円に引き上げとなります。細部は図表でご覧下さい。

甲子温泉のおみやげに

創意工夫を生かそう

甲子温泉へのお客は、年々ふえて、数年前まで熊がうろついていた高原に、都会のお客さんが、自然を求めてひしめく、世の中になりました。世の中は大きく変りましたが、すぐ近くにいるわれわれ農業者の頭は変つたでしようか。

甲子高原に来る都会人は観るものも、食べるものもおみやげも、甲子高原らしいもの、自然の香りのするものを求めています。

一方旅館の方では、何かおみやげによいものはないかと、役場に相談を持ちかけるしまつです。又旅館の食膳にも地元の産物は紅鱒と鶏卵以外あまりのつていないようです。

聞く所によると、"もたせ"とか"しもふり"の方が椎茸よりもお客に喜ばれて、小さなポリ袋入れが二百円、三百円でとぶように売れるとのことです。

そのほか、わらびやうどを栽培して出すとか、小さな野草を鉢植にして出すとか、あるいは松かさやあけびづるの細工ものとか、工夫すればいくらでもあるでしよう。

要は甲子温泉を、有力な市場と考える頭を持つことだと思います。そして都会人の身になつて何を求めているか考えて工夫することです。

とりあえず、しもふり等のきのこ類その他おみやげになりそうなものがありましたら、新甲子温泉旅館組会長である甲子高原ホテルまでとどけて頂くか、役場の経済課まで御連絡頂ければ、御便宜をとり計らいます。

又、甲子のみやげにつきましてはこれから、じつくり対策を御相談して行きたいと思いますので、御協力をお願いします。（経済課）

統制小作料の改訂表　（単位円）

田の部			畑の部		
農地等級	10アール当り 現行	10アール当り 改訂	農地等級	10アール当り 現行	10アール当り 改訂
1	1,422	5,688	1	868	2,170
2	1,361	5,444	2	829	2,073
3	1,301	5,204	3	789	1,973
4	1,240	4,960	4	750	1,875
5	1,180	4,720	5	711	1,778
6	1,119	4,476	6	672	1,680
7	1.059	4,236	7	632	1,580
8	998	3,992	8	593	1,483
9	938	3,752	9	554	1,385
10	877	3,508	10	514	1,285
11	817	3,268	11	475	1,188
12	756	3,024	12	436	1,090
13	696	2,784	13	396	990
14	635	2,540	14	357	893
15	575	2,300	15	318	795